

●香川県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成21年3月28日から編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

丸亀市飯山町上法軍寺字岡	丸亀市綾歌町岡田東字下土居667の2、670の2、675の2、675の3及び675の2に隣接する河川である国有地の一部
	丸亀市綾歌町岡田東字下新開677の2、678の2、679の2、679の3及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部